

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、「マイナビ仙台レディースホームタウン協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互で連携し仙台市をホームタウンとするマイナビ仙台レディース（以下、クラブ）が一層多くの人々に愛され地域に密着した球団となるよう支援し、女子サッカーを核としたスポーツの振興、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達するためクラブと連携し、次の事業を行なう。

- (1) 地元をあげてクラブを支える応援機運の醸成に関する事
- (2) クラブを核とした地域・経済の活性化に関する事
- (3) 青少年の健全育成に関する事
- (4) 女子サッカー普及を通じた地域スポーツの振興に関する事
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事

第2章 組 織

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人・団体・企業等とする。

- 2 会員は会長が選任する。

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
監 事	2名

- 2 会長は、仙台市長をもって充てる。
- 3 副会長以下役員は、会員のうちから会長が指名する。

(協議会役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会員は、協議会事業に関する特定の事項を協議・運営する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、総会において別段の決議がされなかったとき、及び、事前の退任の申出がないときは、再任されたものとみなす。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として指名された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、協議会の事業に関し、指導及び助言を行う。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催する。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長にあたる。
- 4 総会は、すべての会員で構成する。
- 5 総会では、規約、予算及び決算その他重要事項について審議し決定する。
- 6 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第10条 事業の円滑な運営を図り、効果的な実施に資するため、協議会に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は、会長が選任する。
- 3 運営委員会には、運営委員長、副委員長を置き、会長が指名する。
- 4 運営委員会は、会長が招集し、議長は運営委員長があたる。
- 5 運営委員会では、総会に諮る議案や組織の重要事項および事業の企画立案、実施について審議する。
- 6 運営委員長は、運営委員会の決議を経て、会長に意見を具申することができる。
- 7 運営委員長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

第4章 専決処分

(専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により議決した事項については、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団に置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。事務局長は会長が指名する。

第6章 会 計

(会計)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(予算及び決算)

第15条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会で承認を得なければならない。

第7章 補 則

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年8月27日から施行する。
- 2 協議会の設立年度における役員任期および事業年度は上記規定に関わらず令和3年8月27日から、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年8月9日改正）

（施行期日）

1 この改正は、令和4年8月9日より施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定にかかわらず、令和4年度の事業年度は、令和4年4月1日に始まり、令和5年6月30日に終わるものとする。